

退職されるみなさまへ



現在お持ちの保険証は、あなたも、ご家族も、退職日までご使用いただけます。

退職日の翌日からはご使用できませんので、ご注意ください。

また、新たな保険への加入が必要となりますので、お早めに手続きをお願いいたします。
保険証はすみやかに、事業所の担当者様へ返却してください。

～けんぽ太郎君 とベテラン総務担当者 の退職時のやりとり～

3月31日

～けんぽ君退職の日～



けんぽ君！
帰る時までに保険証を返してね。
その保険証は今日までしか使えないのよ。

すみません。
今日持ってきていないので、後日返します。



4月10日

～けんぽ君保険証を返す日～



遅くなってすみません。
保険証返しに来ました。
実は…4月5日に急に熱が出て、この保険証を使ってしまいました。

えっ！
使えないって言ったでしょ！
新しい保険の手続きはしたの？



はい、昨日保険証をもらいました。

じゃあ、急いで病院に新しい保険証を見せに行かなきゃ！



えー。
また行くんですかー？
病院では何も言われなかったのにー。

病院では、あなたが退職をしたかなんて、わからないのよ。
きちんと手続きをしないと、後で協会けんぽから医療費の請求書が届いて支払うことになるわよ！



あー!!!!!!
こんな面倒なことになるなら、
さっさと保険証返しておけばよかったああ！！



なんで新しい保険証の提示が 必要なんだろう？



病院では何も言われなかったし、退職後は新しい保険に加入しているのに…。

「病院では何も言われなかったのに…？」



これは退職後に誤って保険証を使用してしまった方からよく聞く言葉です。

一体どういうことなのでしょう？

それは病院では患者さんから提示された保険証が「有効か？無効か？」を確認することができないからです。

そのため病院では、「提示された保険証は有効なもの」として取り扱っています。

「病院で何も言われなかったから大丈夫…」
ということではないんだね！



「退職後は新しい保険に加入したのに…？」



例えば、退職後すみやかに国民健康保険(以下.国保)に加入したとします。

この場合、退職日の翌日からの加入となり、無保険の期間は発生しないため、一見問題ないように思われます。

しかし、保険証の発行元が「協会けんぽ」から「国保」に変わっていますね。

つまり、保険証の発行元が変わるということは、「病院にとって医療費の請求先が変わる」こととなります。

そのため、新しい保険証を病院に提示する必要があります。

(例) 医療費 10,000 円(10割)

①3,000 円
支払い(3割)



協会けんぽ

病院

国保

★ ワンポイント ★

新しい保険証を病院に提示することで、協会けんぽからの医療費の請求をなくすることができる場合があります！



※ これらの考えは間違いです！

- × 「新しい保険証が届くまで使えるだろう」
- × 「月途中の退職だから、月末までは使えるだろう」
- × 「会社から何も言われていないから使えるだろう」

→ 使用した場合、後日医療費を返還していただくことになります。

同じ過ちは繰り返さないぞ！



★ 受診時の注意点 ★

保険証の提示は受診の都度必要です。

「月1回の提示だけで良い」という考えは間違いです。正しい受診を心掛けましょう！



大切なことは！

- 保険証が手元にあっても、退職日の翌日以降は使用しないこと。
- 受診する際は、毎回保険証を提示すること。
- 保険証が変わった場合は、その旨を病院に伝えること。

以上のことを守っていただきますよう、ご理解・ご協力をお願いいたします。

